告発状の提出について

東京都議会自由民主党 幹事長 高 木 け い

本日、東京都議会議長名で、元東京都副知事濵渦武生氏と元政策報道室理事赤星經昭氏が、豊洲市場移転問題に関する調査特別委員会の証人尋問において虚偽の陳述をしたとする告発状が、東京地方検察庁に提出されました。

我が党は、先の第2回定例会において、本会議に提出された豊洲市場移転問題に関する調査特別委員会の報告書は、その内容に偏りがあり審議の内容を正確に反映していないことから、議会として認定することに反対しました。

また、両証人に対する告発動議についても、虚偽の陳述をしたと認定するには証拠不十分と言わざるを得ず、曖昧かつ薄弱な根拠で告発を主張する議員は、不起訴処分となった時に責任を負う覚悟があるのかなど、都議会が両証人を告発することに反対する立場から討論を行いました。

しかし、公明、共産、東京改革、生活者ネットなどいわゆる小池 与党連合は、我が党の主張する正論に全く耳を貸すことなく、数の 力で、調査特別委員会の報告書を認定し、両証人への告発動議の採 決を強行しました。

都議会自民党は、偽証罪による刑事処分を前提とする告発を都議会が行う以上、十分な根拠と法的裏付けが必要不可欠であると考えます。そして、都議会議員は、与えられた権限を恣意的に運用してしまうと、関係する方々の基本的人権を損なう恐れすらあることを、決して忘れてはならないのです。

今後、東京地方検察庁において、本件についての判断が下されることになりますが、都議会自民党は、司法による判断を注視していくとともに、これからも、都議会の公平かつ適正な運営に向けて全力で邁進してまいります。